

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

国際赤十字、新たな核廃絶決議を採択

「4か年行動計画」で具体的取り組みを加速

2013年11月17～18日にシドニーで開催された、国際赤十字・赤新月運動代表者会議は、「核兵器廃絶に向けての歩み:4か年行動計画」¹と題する決議を採択した(2～3ページに全訳)。

同運動は、世界189か国の各国赤十字社及び赤新月社と、それらに対して情報共有、技術的支援などを行う「国際赤十字・赤新月社連盟」(IFRC/連盟)、そして紛争下の人道支援活動を統括する「赤十字国際委員会」(ICRC)から構成される。

代表者会議は隔年で開催されており、前回の2011年代表者会議(11年11月26日、ジュネーブ)において、決議「核兵器廃絶に向けての歩み」²が採択された。これは、10年4月20日のヤコブ・ケレンベルガー-ICRC総裁演説³による、核兵器の無差別性・非人道性への批判や、国際人道法の原則に従って核兵器を禁止するべきであるとの考えを、国際赤十字の最も大きな枠組みである「運動」として確認した点で画期的であった。そしてこの決議は、その後「核兵器の非人道性」(「核兵器使用による人道的結果」)を焦点とし核兵器禁止条約の交渉開始を求めるアプローチが、国際的に定着していく一つの契機となった。

打ち出された「4か年行動計画」

2013年決議は、ICRC及び連盟並びに40か国の赤十字・赤新月社によって共同提案された。2011年以降の「核兵器の非人道性」アプローチの国際政治レベルの動きを踏まえ、さらに人道組織である国際赤十字としての取り組みを強化・推進する具体的な「4か年行動計画」を打ち出した。

行動計画は、国内、地域、国際の3つのレベルにおいて、ICRC、連盟、各国赤十字・赤新月社がなすべき行動を具体的に明記している。また、「人道外交」という概念は、2011年決議に引き続き、2013年決議と行動計画の根底に置かれ続けている。日本赤十字社によると、「人道外交」とは、「政策決定者やオピニオンリーダーの考え方や行動に影響を及ぼし、社会的弱者の生活改善に資する方向に動かしていくこと」を目的としている。「相手の態度を変えさせることを赤十字の責任とした点が、アドボカシーを一步推し進めたもの」である。

なお、本稿掲載にあたり、日本赤十字社から翻訳についてのご協力及びご助言をいただいた。

(塚田晋一郎) 

注

1 www.icrc.org/eng/assets/files/red-cross-crescent-movement/council-delegates-2013/cod13-r1-nuclear-weapons-adopted-eng.pdf

2 本誌第390号(11年12月15日発行)に全訳。

3 『イアブック核軍縮・平和2011』特別記事に全訳。

今号の内容

国際赤十字、核兵器廃絶へ4か年の行動計画

<資料>代表者会議決議、4か年行動計画(全訳)

年頭にあたって 湯浅 一郎

中東会議、2013年中も開催されず

[図説] 国連総会決議、各国投票行動

[連載] 被爆地の一角から(77)

「こわ〜い、初夢の話」 土山秀夫

【資料】2013年「国際赤十字・赤新月運動代表者会議」第1決議 「核兵器廃絶へ向けての歩み:4か 年行動計画」

2013年11月17、18日
オーストラリア・シドニー

代表者会議は、
筆舌に尽くしがたい人的被害、食糧
生産、環境及び次世代に対してもたら
す深刻な脅威など、核兵器の使用によ
ってもたらされる壊滅的な人道的結
果に深刻な憂慮を再び表明し、

2011年代表者会議によって提起さ
れた、核兵器の人道的結果、適切な人
道的対応能力の欠如、並びに核兵器の
使用によって生じられる国際人道法
上の問題への懸念が、国内外のフォー
ラムにおいて政府によって、より認
識、提起されつつあることに満足を表
明し、

核兵器が二度と使用されず、さらに
核兵器の廃絶に歩を進めることを保
証するための現行および新たなイニ
シャティブ、とりわけ2013年3月の核兵
器の人道的影響に関する会議、2012
年及び2013年の2015年核不拡散条
約(NPT)再検討会議準備委員会、多国
間核軍縮交渉の前進に向けた国連公
開作業部会(OEWG)、国連総会ハイレ
ベル会合、それらの目標を追求する
2国間及び多国間並びに国内のイニ
シャティブを歓迎し、

同時にまた、2014年2月に核兵器の
人道的影響に関する会議を主催する
メキシコ政府による決定を歓迎し、

2011年代表者会議第1決議で表明
された見解及び行動を再確認すると
ともに、国内及び国際レベルでそれら
の行動を履行するための、国際赤十

字・赤新月運動(以下「運動」)構成員の
努力、つまり、ウィーン(2012年)及び
広島(2013年)における赤十字のワー
クショップ開催や、この課題に関する
取り組みを支援するための各社間の
ネットワークの創設を含む努力を賞
賛し、

核兵器の使用がもたらす壊滅的な
人道的結果をさらに啓発し、(a)核兵
器が二度と使用されないよう保証す
る、(b)核兵器の使用を禁止し廃絶す
るという目標に向けて前進するため
の努力を一層強める必要があること
を認識し、

1. 「核兵器廃絶に向けた4か年行動計
画」を採択する。

2. 「運動」のすべての構成員に対し、
とりわけ以下の行動によって行動
計画を履行するよう強く求める。

(a) 行動計画に基づき、次のようなこ
とを啓発するための活動を可能な
かぎり行う。

(i) 核兵器の使用がもたらす壊
滅的な人道的結果、(ii) (核兵器
使用に対する)適切な人道的対応
能力の欠如、(iii) 2011年の第1決
議が示した、核兵器のいかなる使
用も、国際人道法の規定と両立す
ることが困難であること、(iv) 核
兵器の使用の禁止と廃絶につな
がる具体的行動の必要性。

(b) 以下のことを可能な限り各国政
府に働きかける。

(i) 核兵器の脅威を議論する現
行の協議への積極的な参加、(ii)
核兵器に関する「運動」の憂慮と
見解の伝達、(iii) 現存するコミ
ットメント及び国際的義務を基礎
とし、核兵器の使用禁止と廃絶の
ための法的拘束力のある国際合

意の交渉に向けた具体的行動を
取り、それらの交渉を緊急かつ断
固として終結させること。

3. 国際赤十字・赤新月社連盟に対し、
各国赤十字・赤新月社による本問題
への取り組みを促進するための調
整の役割を担うよう要請する。

4. 各国赤十字・赤新月社に対し、「運
動」内で知識や経験を共有すること
を要請する。

5. 赤十字国際委員会(ICRC)に対し、
「運動」の行動計画の履行状況をモ
ニターし、必要に応じて、核兵器問
題及び第1決議の履行状況の進展に
ついて、代表者会議に報告するよう
要請する。

共同提案組織:

赤十字国際委員会(ICRC)

国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)

アルジェリア赤新月社/オーストラリア
赤十字社/オーストリア赤十字社/バル
バドス赤十字社/ベルギー赤十字社/ベ
リーズ赤十字社/ブルガリア赤十字社/
カナダ赤十字社/クック諸島赤十字社/
キプロス赤十字社/デンマーク赤十字社
/ドミニカ赤十字社/エクアドル赤十字
社/エジプト赤新月社/フィジー赤十字
社/ガンビア赤十字社/ドイツ赤十字社
/ガーナ赤十字社/ガイアナ赤十字社/
イラク赤新月社/日本赤十字社/キリバ
ス赤十字社/レバノン赤十字社/リベリ
ア赤十字社/リビア赤新月社/ミクロネ
シア赤十字社/ニュージーランド赤十字
社/ナイジェリア赤十字社/ノルウェー
赤十字社/パプアニューギニア赤十字社
/セントクリストファー・ネイビス赤十字
社/セントビンセント・グレナディーン
諸島赤十字社/サモア赤十字社/ソロモ
ン諸島赤十字社/スリナム赤十字社/ス
ウェーデン赤十字社/スイス赤十字社/
トンガ赤十字社/トリニダード・トバゴ赤
十字社/バヌアツ赤十字社

核兵器廃絶に向けた歩み:4か 年行動計画

本行動計画を通して、国際赤十字・
赤新月運動(以下「運動」)の構成員は、
2011年代表者会議の第1決議(「核兵
器廃絶に向けた歩み」)の諸コミッ
トメントに立脚する。すなわち:

▷ 核兵器の使用がもたらす壊滅的な
人道的結果及びそれにより生じる
国際人道法上の問題、並びに核兵器
の使用の禁止と廃絶に向けた具体的
行動の必要性に関して、一般市
民、科学者、医療従事者、政策決定者
の意識を啓発する活動を、可能な限
り行うこと。

▷ 政府及びその他の関係者との間
で、人道法や国際人道法に関する
継続的な対話を可能な限り行い、
2011年代表者会議の第1決議で示
された「運動」の見解を広めること。

本行動計画は、今後4年間における
「運動」構成員による第1決議履行の
ための手引きとなる。本行動計画は、各
国赤十字・赤新月社(以下「各国赤十字
社」)、赤十字国際委員会(ICRC)及び、
国際赤十字・赤新月連盟(連盟)がそれ
ぞれ履行し、支援する活動の種類を
示している。「運動」構成員は、核兵器
に関する現行の議論や社会的及び政
治的状況を考慮しながら、各自のマン
デート(任務)、専門性及び能力に従っ
て、可能な限り本決議を履行する。

第1決議履行のための行動

1. 国内

● 各国赤十字社は、第1決議及び核兵
器関連文書を、自国語でウェブサイト
に掲載する。

● 各国赤十字社は、第1決議を政府関
係当局、省庁、委員会及び国会議員に
伝達するとともに、「運動」の憂慮と見

解に関するブリーフィングの機会を
提供する。

● 各国赤十字社は、第1決議への意識
を、各赤十字社内でのガバナンス、職員
、ボランティア、ユースメンバーのすべ
てのレベルにおいて高める。各国赤十
字社は、可能な限り、核兵器に関する
「運動」の憂慮と見解に関する社内イ
ベントやブリーフィングを、少なくと
も1度は実施する。

● 各国赤十字社は、「人道外交」の枠組
みを活用し、可能な限り、以下に分類
する一般市民向けの発信活動を行う:
— 「運動」の核兵器に関する憂慮と見
解を、自国の一般市民に発信する。こ
れは、印刷、ソーシャル、デジタル、電
子その他のメディアで可能である。
— 公開イベント(セミナー、会議、プレ
ゼンテーション、パネルディスカッ
ション等)を、国会議員、医療従事者
や市民社会におけるその他の適切な

150年前、リヒトホーフエンが抱いた懸念から考える



湯浅 一郎

本誌編集長・ピースデポ代表

シルクロードの命名で知られるドイツの地理学者リヒトホーフエンが、1860年に米国から中国への旅の途中、瀬戸内海を通った。彼は、「広い区域にわたる優美な景色で、これ以上のものは世界のどこにもないであろう」と瀬戸内海を評価し、この状態が長く維持されんことを祈るとした。そして、瀬戸内海の将来について「その最大の敵は、文明と以前知らなかった欲望の出現とである」と書いた。それからほぼ100年後の1960年代、瀬戸内海では、臨海コンビナートの造成により藻場・干潟の消滅、赤潮や大気汚染公害などの自然破壊が進行した。

リヒトホーフエンの指摘は、現代の他の分野にも同じように当てはまるのではないか。彼の懸念から半世紀後の20世紀前半、自然科学の発展に伴い、航空機の出現と空爆、核エネルギーの発見と核兵器や原発の登場など様々な領域で新たな脅威が出現していった。これらは、まさに「以前知らなかった欲望の出現」そのものであり、それに伴う社会的変化や環境への影響は過去のものと

は比較にならない質と規模になった。時あたかも、地球社会では国家の利害対立を戦争によってしか解決するすべを持たず、世界規模の大戦を2度にわたりくりかえした。その1回目の第一次世界大戦が始まってから、今年は丁度100年目である。この100年間、人類は何をしてきたのか、トータルに省察してみるべき時である。

1938年に核分裂という現象が発見されてから間もなくして開発され、私たちが焦眉の課題とする核兵器は、「以前知らなかった欲望」の象徴的な存在である。米ソ冷戦の末期に7万発弱あった核兵器は、今、約1万7千発まで減ったとはいえ、まだゼロへの道筋は見えていない。それを大きく左右する2015年NPT再検討会議まで1年と少ししか残っていない。13年の第68回国連総会で「核兵器の不使用声明」に対する賛同が国連加盟国の3分の2に達し、その中に日本も入った。国連事務総長の諮問機関「国連軍縮諮問委員会」が事務総長に対して北東アジア非核兵器地帯に関する具体的な取り組みの必要性を勧告した等の新たな動きはある。今年は、これらの新しい環境を手がかりに、「核兵器のない世界」への道筋をつけるための国際世論の形成を急がねばならない。

安倍政権の強硬姿勢により特定秘密保護法が成立したが、国の情報は市民のものであるという原則を定着させるべく、ピースデポは、一次資料に基づく情報提供の面から、これまでに増して努力していきたい。2月の総会記念シンポジウムは「国の情報は市民のもの」をテーマに掲げる。本年も皆さまのご協力をお願いしたい。

関係者に向けて開催する。

—それぞれの国内において、学術界、医療、人道、環境、法律、科学等の様々な分野において核兵器問題に関心がある、あるいは積極的に取り組んでいる特定の相手に対し、「運動」の憂慮と見解を共有する機会を設ける。
—核兵器がもたらす人道的結果の問題に関し、若い人々を教育し、その積極的活動を促進する。

—全国的に配付する発行物(ニュースレター、雑誌その他の発信等)に、「運動」の見解と憂慮を含めた、核兵器使用がもたらす壊滅的な人道的結果に関する特集を掲載する。

●各国赤十字社は、国の災害対応当局に、以下のことを働き掛ける。(a)国家領域内や周辺地域における核爆発による人道的結果の検証、及び当局の対応能力の検証、(b)国の災害対応当局による、核兵器に関する政府の見解構築への関与。

2. 地域

●各国赤十字社は、適宜ICRCの支援を受け、(地域機構の会議のような)地域諸国が関連する地域フォーラムにおいて、核兵器がもたらす人道的結果を提起するよう奨励し、「運動」の人道的憂慮が反映された、地域としての共通見解を構築する。

●各国赤十字社は、可能であれば、自らの地域ネットワークと、一般市民、

専門家、政府を連携させ、経験と資料を共有する。

3. 国際

●各国赤十字社は、メキシコで開催される核兵器の人道的影響に関する会議(2014年2月)や、多国間核軍縮交渉の前進に向けた国連公開作業部会(OEWG、2014年も継続する場合)、2015年核不拡散条約(NPT)再検討会議とその準備委員会、ジュネーブ軍縮会議(CD)及び国連総会第1委員会など、核兵器がもたらす人道的結果と核軍縮を議論する多国間会議への自国政府の積極的な参加を奨励する。そして、それらの機会が彼らの政策が検討される際に、「運動」の憂慮が考慮されるよう働きかける。

●ICRCは、関連する多国間フォーラムにおいて「運動」を代表する主導的役割を維持し、その結果に関する報告を適切に行い、各国赤十字社による行動のための次のステップと機会を示す。

●連盟は、関連する多国間会議への各国赤十字社の参加を調整し、とりわけ核兵器の使用においてはいかなる適切な人道援助能力や計画も存在しないという見識について各国赤十字社の声が確実に届くようにする。

4. 履行への支援

●ICRCは、「運動」において、多言語による様々な出版物及び広報資料を提供し、第1決議履行の促進とモニタリ

ングを主導する役割を維持する。

●各国赤十字社は、ICRC及び連盟の支援を受け、核兵器に関する「運動」の見解を普及するための活発な各国赤十字社ネットワークを維持・強化する。同ネットワークは、2013年5月に広島で開催された、第2回2011年代表者会議第1決議に関する履行にかかる赤十字ワークショップで創設された。同ネットワークは、実施された活動、過去や今後のイベント、当該分野に取り組む専門機関の活動といった情報、及び、政府、一般市民が共に利用できる文書や資料をタイムリーに交換することを可能にする。

●各国赤十字社は、連盟から提供された電子情報プラットフォームを通じて、「運動」内で経験と知識を共有するために、第1決議の履行において達成された成果と直面している課題に関する情報を提供する。

●各国赤十字社は、他の各国赤十字社と情報や経験を共有することを含め、第1決議の履行を促進するための担当者を選定する。

●ICRCは、国際レベルにおける核兵器問題にかかる進展や機会に関する情報をすべての赤十字社及び連盟にタイムリーに提供する。

(訳: ピースデポ。日本赤十字社のご協力をいただいた。)

中東非WMD会議、

大量破壊兵器

2013年中も開催されず

2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議の最終文書「行動勧告」で開催が合意されていた「中東非核・非大量破壊兵器(WMD)地帯の設立のための会議」(以下、「中東会議」)は、予定されていた12年中に実現しなかった。事態が進展しないことへのいらだちから、13年4～5月に行われた2015年NPT再検討会議第2回準備委員会の会合からエジプト代表が途中退席したことは、本誌425号(13年6月1日)で報じたとおりである。結論から言えば13年中にも中東会議は開催されなかったが、前向きの動きがなかった訳ではない。13年春の準備委以降の中東非WMD地帯化をめぐる動きを整理しておく。

IAEA総会で「イスラエル核能力」決議案

アラブ諸国は、中東で唯一の核保有国であるイスラエルの中東会議参加に対するあいまいな態度が会議実現への最大の障害と見て、イスラエルへの外交攻勢を強めた。そのひとつが、9月に開催されるIAEA年次総会への「イスラエル核能力」決議案の提出である。決議案は、イスラエルに対して、NPT加盟と、すべての核施設をIAEAの保障措置下に置くことを求めるものであり、事実上のイスラエル非難決議であった。

同種の決議案が09年の総会で賛成49か国・反対45か国の僅差で採択されたが、翌10年には西側諸国の反撃によって否決された。11年・12年の総会では、アラブ諸国は決議案を採決に持ち込まない方針を採った。決議案がふたたび否決されることが与えるマイナスの影響を考慮したということもあるが、10年のNPT再検討会議で中東会議の開催が決まったことから、イスラエルを刺激することを避けるポジティブな意味合いもあった。

しかし、中東会議開催の見通しが立たない中、13年の総会でアラブ諸国は決議案を採決に持ち込む賭けに出た。結果、9月20日の採決では、賛成43・反対51で否決された。決議賛成国は中国、ロシア、南アフリカなど、反対国は米国、日本、豪州、カナダ、ニュージーランド、韓国などであった¹。

多国間事前協議の開催

中東会議がなかなか実現しない困難な状況を打開するために、会議のファシリテーターであ

るフィンランドのヤッコ・ラーヤバ大使が編み出したのが、会議開催に向けた多国間事前協議を持つという手法であった。アラブ諸国の中には当初、中東会議の開催そのものに対する疑問をイスラエルが呈する場として事前協議が使われるのではないかと、協議への参加に慎重な意見もあった。

しかし、アラブの盟主を自認するエジプトは、事前協議開催を見据えて、建設的な動きを見せた。ファハミ外相は、9月28日の国連総会で、次の2点から成る提案を行っている²。

- ①中東の全国家および安保理五大国(P5)が、中東非WMD地帯化を支持する旨を述べた書簡を国連事務総長に送ること。
- ②WMDを禁止する諸条約に参加していない中東各国が、関連条約への同時加盟の誓約を13年末までに行うこと。

エジプトは②について説明していないが、具体的には、イスラエルのNPT加盟、イスラエルとエジプトの化学兵器禁止条約加盟、イスラエル、エジプト、シリアの生物兵器禁止条約加盟などが想定される。

1回目の事前協議は10月21～22日にかけてスイスのグリオンで開かれた。会議の詳細は明らかにされていないが、イスラエル、イラン、アラブ首長国連邦、オマーン、リビアなどの代表が、ラーヤバ大使や中東会議招集役である米英口と同席したという。さらに、11月25～26日には同所で2回目の事前協議が開かれた。イランは不参加であった。

この間イスラエル側も、WMD問題と中東の和平問題全般とをリンクさせるべしとの原則的な姿勢を崩しておらず、14年中の中東会議開催は決して容易な目標ではない。しかし、イラン核問題が事態打開への兆しを見せ、シリアが化学兵器禁止条約に加盟するなど、中東のWMDをめぐる情勢は13年中に確実に好転した。この機を逃さないことが重要である。(山口響)M

注

- 1 「IAEA加盟国がイスラエル決議を否決」『アームズ・コントロール・トゥデイ』(電子版)、2013年10月。
www.armscontrol.org/act/2013_10/IAEA-Members-Reject-Israel-Resolution
- 2 エジプトのカリル国連大使が国連総会第1委員会で行った発言(13年10月8日)において、外相発言の要旨がまとめられている。
www.mfa.gov.eg/SiteCollectionDocuments/ahmadein%20eng.pdf

第68回 国連総会決議投票結果

— 軍縮及び安全保障 —

(2013年)

本表は、第68回国連総会(2013年)における軍縮及び安全保障に関する決議への各国の投票行動を示すものである。紹介する国は、ジュネーブ軍縮会議(CD)参加65か国及び、軍縮・不拡散イニシャチブ(NPDI)に所属するフィリピン、アラブ首長国連邦である。5ページには核兵器保有など9か国(北朝鮮は核兵器保有の主張国)。6~7ページには左から米核兵器依存国、新アジェンダ連合(NAC)、その他の順に並べた。

<○:賛成 ×:反対 △:棄権 -:欠席>

決議の全データは、以下。 www.un.org/Depts/dhl/resguide/r68.shtml

			米 国	ロ シ ア	英 国	法 蘭 ス	中 国	印 ド	パ キ ス タ ン	イス ラ エ ル	北 朝 鮮
			核兵器国								
A 核兵器	決議番号	賛成-反対-棄権	核兵器保有など9か国								
1 アフリカ非核兵器地帯条約	A/68/25	無投票									
2 中東非核兵器地帯の設立	A/68/27	無投票									
3 東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)	A/68/49	無投票									
4 ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約の強化	A/68/26	無投票									
5 消極的安全保証	A/68/28	127-0-57	△	△	△	△	○	○	○	○	○
6 核軍縮	A/68/47	122-44-17	×	△	×	×	○	△	△	×	○
7 多国間核軍縮交渉を前進させる	A/68/46	158-4-20	×	×	×	×	△	○	○	△	○
8 核軍縮への誓約履行の加速(NAC決議)	A/68/39	171-7-5	×	×	×	×	△	×	△	×	×
9 核兵器の危険性の低減	A/68/40	125-50-10	×	△	×	×	△	○	○	×	○
10 核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動(日本決議)	A/68/51	169-1-14	○	△	○	○	△	△	△	△	×
11 核兵器禁止条約の交渉開始(マレーシア決議)	A/68/42	133-24-25	×	×	×	×	○	○	○	×	○
12 核兵器使用の禁止に関する条約	A/68/58	126-49-9	×	△	×	×	○	○	○	×	○
13 中東における核拡散の危険性	A/68/65	169-5-6	×	○	○	○	○	△	○	×	○
14 包括的核実験禁止条約(CTBT)	A/68/68	181-1-3	○	○	○	○	○	△	○	○	×
15 兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)	A/C.1/68/L.35	179-1-5	○	○	○	○	○	○	×	△	△
16 核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合フォローアップ	A/68/32	137-28-20	×	×	×	×	○	○	○	×	○
17 NPT2010合意のフォローアップ	A/68/35	120-53-9	×	×	×	×	△	△	△	×	○
18 CD活性化	A/C.1/68/L.24	無投票									
19 ミサイル	A/C.1/68/L.8	無投票									
B 他の大量破壊兵器											
1 化学兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/68/45	無投票									
2 テロリストの大量破壊兵器取得防止措置	A/68/41	無投票									
3 生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/68/69	無投票									
4 放射性廃棄物の投棄禁止	A/68/53	無投票									
C 宇宙(軍縮関係)											
1 宇宙における軍備競争の禁止	A/68/29	180-0-2	△	○	○	○	○	○	○	△	○
2 宇宙活動における透明性と信頼醸成措置	A/68/50	無投票									
D 通常兵器											
1 対人地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行	A/68/30	165-0-19	△	△	○	○	○	△	△	△	△
2 小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援	A/68/34	無投票									
3 武器貿易条約(ATT)	A/68/31	152-0-29	○	△	○	○	○	△	○	○	△
4 小銃火器のあらゆる側面における不正取引	A/68/48	無投票									
5 特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約	A/68/66	無投票									
6 通常兵器の過剰備蓄に起因する諸問題	A/68/52	無投票									
7 武器、装備、デュアルユース物品及び技術の移転に関する国内法	A/68/44	177-0-4	○	○	○	○	○	○	○	○	△
E 地域軍縮と安全保障											
1 地域軍縮	A/68/54	無投票									
2 地域及び準地域的軍備管理	A/68/56	182-1-2	○	△	○	○	○	×	○	○	○
3 地域及び準地域的信頼醸成措置	A/68/55	無投票									
4 軍備の透明性	A/68/43	154-0-28	○	△	○	○	○	○	○	○	△
5 地中海地域における安全保障と協力体制の強化	A/68/67	無投票									
6 地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)	A/68/62	無投票									
7 インド洋平和地帯宣言の履行	A/68/24	130-4-45	×	○	×	×	○	○	○	×	○
F 他の軍縮手段及び国際安全保障											
1 国際安全保障における情報・通信の開発	A/68/243	無投票									
2 軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進	A/68/38	127-5-52	×	○	×	△	○	○	○	×	○
3 軍事費の透明性を含む軍事情報の客観性	A/68/23	無投票									

第68回 国連総会決議 (2013年) 投票結果

— 軍縮及び安全保障 — 【続き】

< ○ : 賛成 × : 反対 △ : 棄権 - : 欠席 >

【国家の分類】

- 核兵器保有など9か国: 核不拡散条約 (NPT) 上の5核兵器国及び事実上の核兵器保有国など4か国。
- 米核兵器への依存国: 米国の核抑止力に依存する国々。

			オーストラリア	日本	韓国	ベルギー	ブルガリア	カナダ	ドイツ	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポーランド	ルーマニア	スロバキア	スペイン	トルコ	ブラジル	エジプト	新アジア
A 核兵器			米核兵器依存国																		新アジア
1	アフリカ非核兵器地帯条約	A/68/25	無投票																		
2	中東非核兵器地帯の設立	A/68/27	無投票																		
3	東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)	A/68/49	無投票																		
4	ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約の強化	A/68/26	無投票																		
5	消極的安全保証	A/68/28	127-0-57	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
6	核軍縮	A/68/47	122-44-17	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
7	多国間核軍縮交渉を前進させる	A/68/46	158-4-20	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△	○	△	△	○	○	○
8	核軍縮への誓約履行の加速 (NAC決議)	A/68/39	171-7-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	核兵器の危険性の低減	A/68/40	125-50-10	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
10	核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動 (日本決議)	A/68/51	169-1-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
11	核兵器禁止条約の交渉開始 (マレーシア決議)	A/68/42	133-24-25	△	△	△	×	×	△	×	×	×	×	△	×	△	×	×	×	○	○
12	核兵器使用の禁止に関する条約	A/68/58	126-49-9	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
13	中東における核拡散の危険性	A/68/65	169-5-6	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	包括的核実験禁止条約 (CTBT)	A/68/68	181-1-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約 (FMCT)	A/C.1/68/L.35	179-1-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
16	核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合フォローアップ	A/68/32	137-28-20	×	△	△	×	△	×	×	×	×	×	△	×	△	×	△	△	○	○
17	NPT2010合意のフォローアップ	A/68/35	120-53-9	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
18	CD活性化	A/C.1/68/L.24	無投票																		
19	ミサイル	A/C.1/68/L.8	無投票																		
B 他の大量破壊兵器																					
1	化学兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/68/45	無投票																		
2	テロリストの大量破壊兵器取得防止措置	A/68/41	無投票																		
3	生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/68/69	無投票																		
4	放射性廃棄物の投棄禁止	A/68/53	無投票																		
C 宇宙 (軍縮関係)																					
1	宇宙における軍備競争の禁止	A/68/29	180-0-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	宇宙活動における透明性と信頼醸成措置	A/68/50	無投票																		
D 通常兵器																					
1	対人地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行	A/68/30	165-0-19	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
2	小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援	A/68/34	無投票																		
3	武器貿易条約 (ATT)	A/68/31	152-0-29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
4	小銃火器のあらゆる側面における不正取引	A/68/48	無投票																		
5	特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約	A/68/66	無投票																		
6	通常兵器の過剰備蓄に起因する諸問題	A/68/52	無投票																		
7	武器、装備、デュアルユース物品及び技術の移転に関する国内法	A/68/44	177-0-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
E 地域軍縮と安全保障																					
1	地域軍縮	A/68/54	無投票																		
2	地域及び準地域的軍備管理	A/68/56	182-1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	地域及び準地域的信頼醸成措置	A/68/55	無投票																		
4	軍備の透明性	A/68/43	154-0-28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
5	地中海地域における安全保障と協力体制の強化	A/68/67	無投票																		
6	地域的信頼醸成措置 (中央アフリカ)	A/68/62	無投票																		
7	インド洋平和地帯宣言の履行	A/68/24	130-4-45	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
F 他の軍縮手段及び国際安全保障																					
1	国際安全保障における情報・通信の開発	A/68/243	無投票																		
2	軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進	A/68/38	127-5-52	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
3	軍事費の透明性を含む軍事情報の客観性	A/68/23	無投票																		

- **軍縮・不拡散イニシャチブ(NPDI)**：2010年9月、日豪主導で結成された国家グループ。下の表で、国名が白字の12か国。
(注：日本政府は「軍縮・不拡散イニシャチブ」と訳しているが、原文(英)は「不拡散・軍縮イニシャチブ」)

エ ندا 連 合 (NAC)

【資料】第68回国連総会決議の投票情報

第68回国連総会は、軍縮及び安全保障に関連して53の決議をあげた。そのうち、主要な42を6分野に分け、ジュネーブ軍縮会議(CD)参加65か国及び、フィリピン、アラブ首長国連邦の投票結果を総表にした。このデータは、各国政府の国際舞台での姿勢をうかがい知る必須の情報である。以下に決議ごとの名称、提案国などを列記する¹。

A：核兵器

- 1.「アフリカ非核兵器地帯条約」／提案国：アフリカ諸国を代表してナイジェリア及びオーストラリアなど6か国。無投票。
- 2.「中東非核兵器地帯の設立」／提案国：エジプト。無投票。
- 3.「東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)」／提案国：ASEANとバンコク条約参加国を代表してブルネイ及び米国など25か国。無投票。
- 4.「ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約(トラテロコ条約)の強化」／提案国：アルゼンチン、メキシコ、ペルーなど29か国。無投票。
- 5.「非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを確約する効果的な国際協定の締結」(消極的安全保証)／提案国：パキスタン、キューバ、エジプト、インドネシアなど28か国。中国、日本、北朝鮮は賛成。米国、英国、ロシア、フランス、韓国は棄権。
- 6.「核軍縮」／提案国：ミャンマー、インドネシア、イラン、モンゴルなど45か国。中国、北朝鮮は賛成。米国、英国、フランスは反対。ロシア、日本、韓国は棄権。
- 7.「多国間核軍縮交渉を前進させる」²／提案国：コスタリカ、オーストラリア、メキシコ、スイスなど24か国。日本、北朝鮮、オランダ、ドイツ、ベルギーは賛成。米国、ロシア、英国、フランスが反対。中国、韓国、イタリアなどは棄権。
- 8.「核兵器のない世界へ：核軍縮の誓約の履行を加速する」(新アジェンダ連合(NAC)決議)／提案国：NAC6か国とオーストラリアなど計10か国。日本、韓国、NATO非核兵器国は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、イスラエル、インド、北朝鮮が反対。中国、パキスタンは棄権。
- 9.「核兵器の危険性の低減」／提案国：インド、チリ、インドネシアなど27か国。北朝鮮、イランは賛成。米国、英国、フランス、NATO非核兵器国が反対。ロシア、中国、日本、韓国は棄権。
- 10.「核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動」(日本決議)³／提案国：日本など102か国(米国を含む)。英国、フランスは賛成。中国、ロシア、インド、イラン、イスラエル、パキスタンなど棄権。反対は北朝鮮のみ。
- 11.「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見のフォローアップ」(マレーシア決議)(核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議)／提案国：マレーシアを中心とした55か国(インド、イラン含む)。中国、北朝鮮は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、イスラエル、NATO非核兵器国(カナダは棄権)などは反対。日本、韓国は棄権。

- 12.「核兵器使用の禁止に関する条約」／提案国：インド、エジプト、インドネシア、キューバなど34か国。中国、北朝鮮は賛成。米国、英国、フランス、NATO非核兵器国などが反対。ロシア、日本、韓国は棄権。
- 13.「中東における核拡散の危険性」／提案国：アラブ連盟を代表してエジプト。英国、フランス、NATO非核兵器国(カナダは反対)、ロシア、中国、イランは賛成。米国、イスラエルなどが反対。オーストラリア、インドなど棄権。
- 14.「包括的核実験禁止条約」(CTBT)／提案国：米国、英国、フランスなど93か国。反対は北朝鮮のみ。インドは棄権。
- 15.「核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止条約」(FMCT)／提案国：カナダ。米国、ロシア、英国、フランス、日本、韓国は賛成。反対はパキスタンのみ。北朝鮮、イスラエルは棄権。
- 16.「核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合フォローアップ」⁴／提案国：非同盟運動を代表しインドネシア。中国は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、NATO非核兵器国などが反対。日本、韓国などは棄権。
- 17.「NPT2010合意のフォローアップ」／提案国：イラン、エクアドル。北朝鮮は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、NATO非核兵器国、日本、韓国は反対。中国は棄権。
- 18.「CD作業活性化と多国間軍縮交渉の促進」／提案国：オランダ、南アフリカ、スイス。無投票。
- 19.「ミサイル」／提案国：エジプト、インドネシア、イラン。無投票。

B：他の大量破壊兵器

- 1.「化学兵器の開発、生産、貯蔵、及び使用の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約」／提案国：ポーランド。無投票。
- 2.「テロリストによる大量破壊兵器取得防止措置」／提案国：インド、米国、ロシア、フランス、ドイツなど77か国。無投票。
- 3.「生物及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約」／提案国：ハンガリー。無投票。
- 4.「放射性廃棄物の投棄禁止」／提案国：アフリカ諸国を代表してナイジェリア。無投票。

C：宇宙

- 1.「宇宙における軍備競争の禁止」／提案国：スリランカ、北朝鮮、ロシア、インド、モンゴルなど41か国。反対はゼロ。米国、イスラエルが棄権。
- 2.「宇宙活動における透明性と信頼醸成措置」／提案国：5核兵器国、ブラジル、日本、韓国など67か国。無投票。

D：通常兵器

- 1.「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び輸送の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約の履行」／提案国：スロベニア、アルジェリア、カンボジア。反対はゼロ。米国、ロシア、韓国、北朝鮮、シリア、エジプトなどが棄権。
- 2.「小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援」／提案国：西アフリカ諸国経済共同体を代表してマリ、及び英

- 国、フランスなど54か国。無投票。
- 3.「武器貿易条約」(ATT)／提案国：日本、英国、コスタリカなど7か国。イスラエルは賛成。反対はゼロ。ロシア、北朝鮮、イラン、インドなどが棄権。
 - 4.「小銃火器のあらゆる側面における不正取引」／提案国：コロンビア、米国、英国、日本など74か国。無投票。
 - 5.「特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約」／提案国：フィリピン。無投票。
 - 6.「通常兵器の過剰備蓄に起因する諸問題」／提案国：ドイツ、米国、英国、フランスなど66か国。無投票。
 - 7.「武器、装備、デュアル・ユース物品及び技術の移転に関する国内法」／提案国：オランダ。反対はゼロ。北朝鮮、イラン、シリア、ウガンダが棄権。

E：地域軍縮と安全保障

- 1.「地域軍縮」／提案国：パキスタン、エジプト、インドネシアなど13か国。無投票。
- 2.「地域、及び準地域レベルでの通常軍備管理」／提案国：パキスタン、イタリア、マレーシアなど7か国。インドのみ反対。ロシアとブタンは棄権。
- 3.「地域及び準地域的文脈における信頼醸成措置」／提案国：パキスタン、エジプト、カザフスタン、フィリピンなど12か国。無投票。
- 4.「軍備の透明性」／提案国：オランダ、米国、日本など72か国。反対はゼロ。アラブ首長国連邦、ジブチ、エジプト、シリア、サウジアラビア、北朝鮮などが棄権。
- 5.「地中海地域における安全保障と協力体制の強化」／提案国：アルジェリア、ギリシャ、イタリア、トルコなど55か国。無投票。
- 6.「地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)」／提案国：ルワンダ。無投票。
- 7.「インド洋平和地帯宣言の履行」／提案国：非同盟運動を代表してインドネシア。ロシア、中国は賛成。米国、英国、フランス、イスラエルが反対。NATO非核兵器国などは棄権。

F：他の軍縮手段及び国際安全保障

- 1.「国際安全保障における情報・通信分野の開発」／提案国：ロシア、中国、北朝鮮、インドなど41か国。無投票。
- 2.「軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進」／提案国：非同盟運動を代表してインドネシア及びブラジル。ロシア、中国は賛成。米国、英国、イスラエルなどは反対。日本、韓国、NATO非核兵器国は棄権。
- 3.「軍事費の透明性を含む軍事情報の客観性」／提案国：ルーマニア、米国、英国、フランスなど61か国。無投票。

注

- 1 www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/unga/2013/resolutions
- 2 本誌437号(13年12月1日)に決議文抜粋記。
- 3 本誌437号(13年12月1日)に決議文抜粋記。
- 4 本誌437号(13年12月1日)に決議文全文記。

こわい、初夢の話

その夜、安倍晋三氏は自分のハンドルさばきが、いつもよりも軽やかなことに気が付いていた。会食の折、シャンパンやワインを軽く飲んだせいもあるだろう。しかしそれ以上に、今夜はなぜか高揚した気分がそうさせているようだ。

日頃は自分の名前が、今の総理と同姓同名なのが疎ましく思える時もあった。テレビや新聞で安倍首相の政策が叩かれると、関わりはないはずなのに自分が非難されているようで、余りいい気持ちはしなかった。だが今夜は違っていた。まるで安倍総理が乗り移ったかのような、何とも奇妙な感覚に捉われているからだ。そう、感覚というよりも、思考そのものまでが総理に取って換えられた、というのが当たっているのかも知れない。

高揚した気分の元は何だろうか、急なカーブを曲がりながら安倍晋三氏は自問してみた。それは言うまでもあるまい。国の安全保障面で、氏の悲願である『美しい国、日本』への復古運動が、着々と実を結びつつあるからだ。日本版NSCと呼ばれる国家安全保障会議の新設、初の国家安全保障戦略と新しい防衛計画の大綱策定、これらとも密接な関連をもつ特定秘密保護法案の衆参両院における強行採決、武器輸出三原則のなし崩し等々、来年に見据えている解釈改憲による国防軍の新設と集団的自衛権の行使認可、そして日本国憲法の改定…こう考えただけでも、どうだ、私だから出来るのだ、と胸を張っても誰からも文句はあるまい。もともと安倍晋三氏は、自らに対するうぬぼれが人一倍つよい。加えて国会での数を頼んだ強権を発動すれば、向かうところに敵はない。

公明党が反対するだって？確かに表向きはね。平和と護憲の創価学会を基盤にしているのだから、ポーズとしてもそうせざるを得ないだろう。しかし時間を掛けてそれに付き合ってやれば、政権与党の妙味を捨て去る気はさらさらないので、結局

は手打ちとなるのがこれまでのパターンだ。もし徹底的に反対するというのなら、いいでしょう、わが方には「日本維新の会」もあれば「みんなの党」のように擦り寄ってくる政党がある、と凄んでみせるまでのことだ。

それにしても特定秘密保護法はうまくいったものさ。手の内を明かせば、何とかして今国会中に成立させるためには、中味よりもとに角やつつけでもいいから骨子を大急ぎで作れ、と関係省庁を督令した。ずさんなことは分かり切っていた。最も気にしていたのは米政府からの厳しい目だった。日本に機密情報を伝えれば、直ぐいつの間にか漏れてしまう。これでは重要な情報は日本側に渡せない、とする現実には直面していた。しかしよく頭を働かせてみるがいい。米政府が日本のメディアや民間の人間に対して、重要な国の機密情報を直接教えたりすることは絶対にない。教えるとなれば日本政府の要人か高級官僚に限られているはずだ。つまり情報が漏れるとなれば、政府要人か高級官僚の誰からか、ということは自明の理だ。

従って本来ならば、現行の法律でも該当者への罰則を厳しくさえすれば、ほとんどは防げるはずだったろう。だが誰もこの点を指摘しなかったのを幸い、国会議員、国家公務員はもちろん、マスメディア、NGOや研究者など民間人にも広く網を被せ得たのは大成功だった。

——とつぜん、ライトの先に標識が照らし出された。『この先、危険！戦争への道まで〇〇キロ』。スピードは150キロを越えていた。慌ててブレーキを踏むが効かない。更に踏み込んだが全く効かない。サイドブレーキを引いてみたが無反応だ。咄嗟に錯乱した頭で右側の扉を開け、激しい風圧の中に身を投げた。車体に引きずり込まれそうになりながら、安倍晋三氏が最後の瞬間に目にしたのは、必死にハンドルにしがみつく、もう一人の安倍氏の後ろ姿だった。



特別連載エッセー●77

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2013.12.6~2014.1.5

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

EU=欧州連合/IAEA=国際原子力機関/
ICBM=大陸間弾道ミサイル/P5=国連安保
理常任理事国/SLBM=潜水艦発射弾道ミ
サイル

- 12月16日 EU外相理事会、イランが核開
発を縮小すれば経済制裁を緩和する方針。
- 12月16日 ロシア国防省、対EU国境の西
部軍管区に新型ミサイル発射システム「イス
カンデル」を配備したことを明らかに。
- 12月17日 米情報サイト「ワシントン・フ
リー・ビーコン」、中国がICBM「東風41」の2
度目の発射実験を行ったと報道。
- 12月18日 ロ軍事情報サイト、中国最大の
ミサイルメーカーとロ国営企業が33項目に
上る提携プロジェクトに合意したと報道。
- 12月19日 カーニー米大統領報道官、対イ
ラン制裁を強化する新法案が可決すれば、大
統領が拒否権を行使する方針を明言。
- 12月19~22日 P5+独とイラン、核問題解
決に向けた合意の履行時期や方法を決める
専門家協議をジュネーブで再開。
- 12月19日 米議会下院、核戦力維持や新戦
力開発に当てる予算資料を提出し、14年から
23年まで3550億ドルを充当すると発表。
- 12月20日 米サイト「38ノース」、北朝鮮豊
溪里の核実験場の衛星写真を分析し、2~3か
月内に核実験を行う兆候はないと発表。
- 12月20日 オバマ米大統領、議会でP5+独
とイランの核協議の意義を主張し、イランへ
の新制裁法案に反対する立場を明らかに。
- 12月21日 小野寺防衛相、「敵基地攻撃能
力」について、日本の対応能力として議論す
ることを否定してはいけなと発言。
- 12月22日 レッタ伊首相、イランのロウハ
ニ政権との関係を深める方針を強調。
- 12月23日 インド、核弾頭を搭載可能な弾
道ミサイル「アグニ3」の発射実験を実施。
- 12月24日 ロシア、新型ICBM「RS-24」を
プレセツク宇宙基地から発射実験し、成功。
- 12月24日付 米VOA放送、中国軍部の消息
筋を引用し、中国が20年までに11万トン級
の核推進空母を進水する計画だと伝える。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまで
と登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポ
第15回総会
記念シンポジウム

国の情報は市民のもの

—「秘密保護法」をめぐる動きの中で(仮)

講演：梅林 宏道 (ピースデポ特別顧問)「情報公開と民主主義」(仮)

猿田 佐世 (弁護士・「新外交イニシアティブ」(ND)事務局長)

「特定秘密保護法を読む」(仮)

2014年 2月22日(土) 午後2時~5時 (1時半開場)

明治学院大学 白金校舎 本館 1201教室

(東京都港区白金台1-2-37 最寄駅：[東京メトロ]白金台・白金高輪・高輪台 [JR]品川・目黒)

後援：
明治学院大学
国際平和研究所

詳細および翌日のピースデポ総会については、同封のチラシをご覧ください。

- 12月26日付 イラン議会、米国などが経済
制裁を追加すれば、最大60%濃縮を目指すウ
ラン濃縮活動に踏み切る新法案を起草。
- 12月27日 米國務省高官、イラク政府支援
のためミサイルと無人偵察機をイラクに2年
間納入していることを明らかに。
- 12月30~31日 P5+独とイラン、核合意
(13年11月)に関する専門家協議で、14年1月
下旬からの履行に合意。
- 1月1日 北朝鮮の金正恩第1書記、新年の
辞で、「南北の間で関係改善の雰囲気醸成
しなければならない」と主張。
- 1月5日 イランのサレヒ原子力庁長官、
ウラン鉱石を採掘するガチン鉱山に対する
IAEA査察を1月中旬に受け入れると発表。
- 12月9日 水産庁、日台漁業協定で影響を
受ける漁業者支援を目的とする100億円の沖
縄漁業基金の創設を決定。
- 12月9日 福田岩国市長、普天間所属
KC130空中給油機15機を14年6~9月、岩国
基地に移駐する政府方針の容認を正式表明。
- 12月10日付 普天間代替施設建設に伴う
キャンプ・シュワブ陸上工事、5施設中4施設
が13年度内に完成予定。
- 12月12日 糸満市で1トン級不発弾。陸上
での1トン級発見は23年ぶり、復帰後6件目。
- 12月12日 日米有識者「沖縄クエスチョン
日米行動委員会」、辺野古見直しを提言。在沖
海兵隊分散・再編で代替基地は不要と主張。
- 12月12日 米下院、14年会計年度国防認可
法案を承認。在沖海兵隊グアム移転予算凍結
継続。国防総省要求の89億円は新規計上。
- 12月13日 仲井真知事、辺野古埋立て可否
の年内判断を表明。公明党県本部は知事へ不

承認を求める提言書を提出。

- 12月17日 仲井真知事、政府に5年以内の
普天間運用停止、7年以内の牧港補給地区返
還、地位協定改定等を要求。
- 12月18日 米國務省ハーフ副報道官、仲井
真知事の地位協定改定要求を強く拒否。
- 12月18日付 14年返還予定の西普天間住
宅地区、建物2棟から石綿検出。
- 12月19日 日米地位協定改定を求める県議
連発足。任期中に改定案取りまとめの考え。
- 12月19日 宜野座村議会、普天間県内移設
撤回を求める意見書を全会一致で可決。
- 12月20日付 辺野古埋立て申請書で、護岸
規模の拡大などの軍港機能が明らかに。
- 12月22日付 米、地位協定協議を拒否。12
月上旬に日本政府が打診。
- 12月24日 内閣府、14年度沖縄振興予算
3460億円。13年度比15.3%増。安倍首相、21
年度まで3000億円台確保を表明。
- 12月25日 仲井真知事、安倍首相と会談。
政府の基地負担軽減策を高く評価。
- 12月27日 仲井真知事、辺野古埋立てを承
認。「環境基準に適合」と判断。政府、14年3月
にも測量開始の方針。
- 12月27日 稲嶺名護市長、知事へ抗議文書
送付。「受け入れられない」と強く抗議。
- 12月30日付 琉球新報・OTV世論調査。「知
事承認不支持」61%「政府手法批判」73%。共
同通信調査では「知事評価」56%。

今号の略語

CD=ジュネーブ軍縮会議
IAEA=国際原子力機関
ICRC=赤十字国際委員会
NAC=新アジェンダ連合
NPDI=軍縮・不拡散イニシャチブ
NPT=核不拡散条約
WMD=大量破壊兵器

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇
されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの
入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、
金マリア<maria@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：
会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願
います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購
読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたし
ますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に
参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎
(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、有銘佑理、津留佐和
子、丸山淳一、山口響、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道